

参考資料

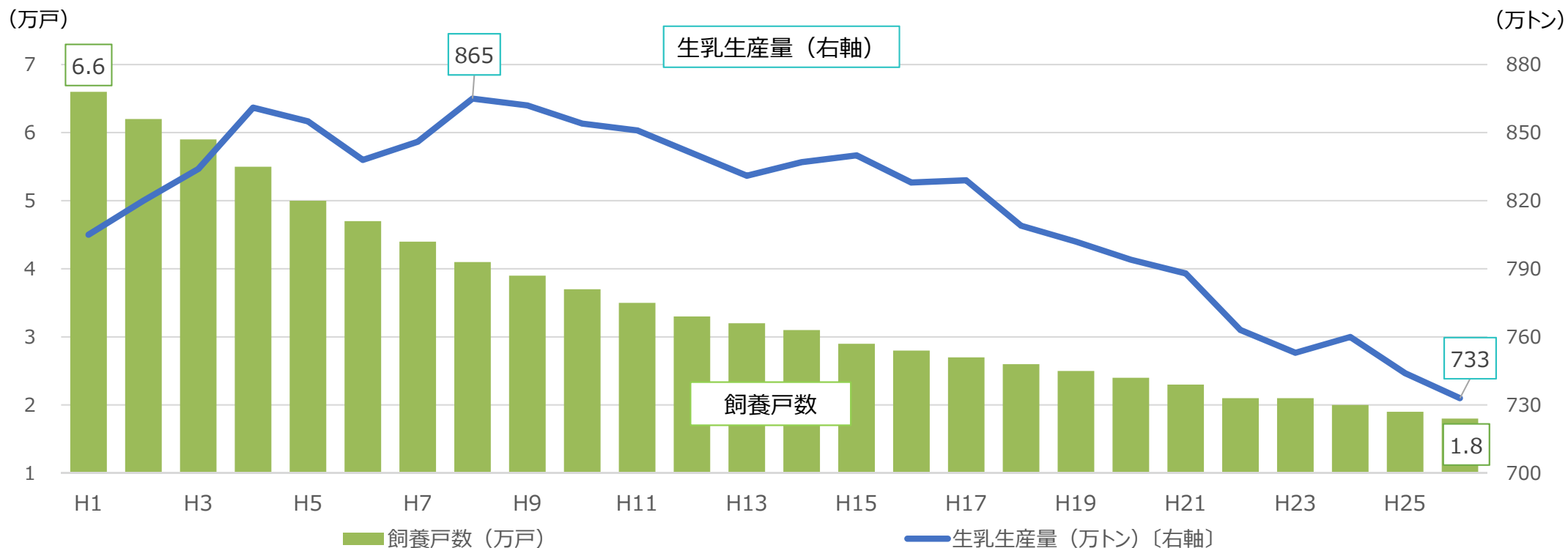
【牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革】

1. 生乳生産の推移

- 乳牛の飼養戸数は一貫して減少。（近年は年率約△4～5%のペース。）
- 生乳生産量は、平成8年をピークとして、約20年間にわたり減少傾向。

○飼養動向・生乳生産量

	H1	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
飼養戸数 (万戸)	6.6	5.0	3.7	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8
生乳生産量 (万トン)〔右軸〕	805	855	854	840	828	829	809	802	794	788	763	753	760	744	733

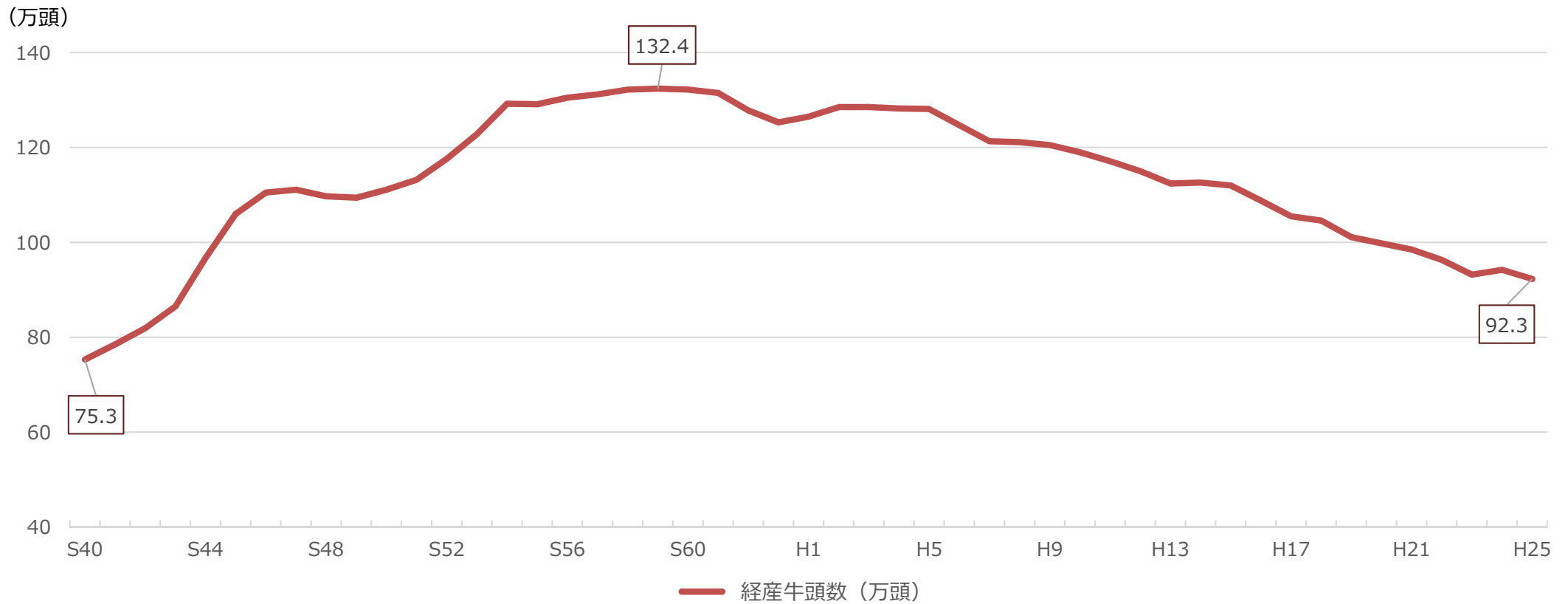


2. 経産牛頭数の推移

○経産牛頭数は減少傾向が続く。

○経産牛頭数

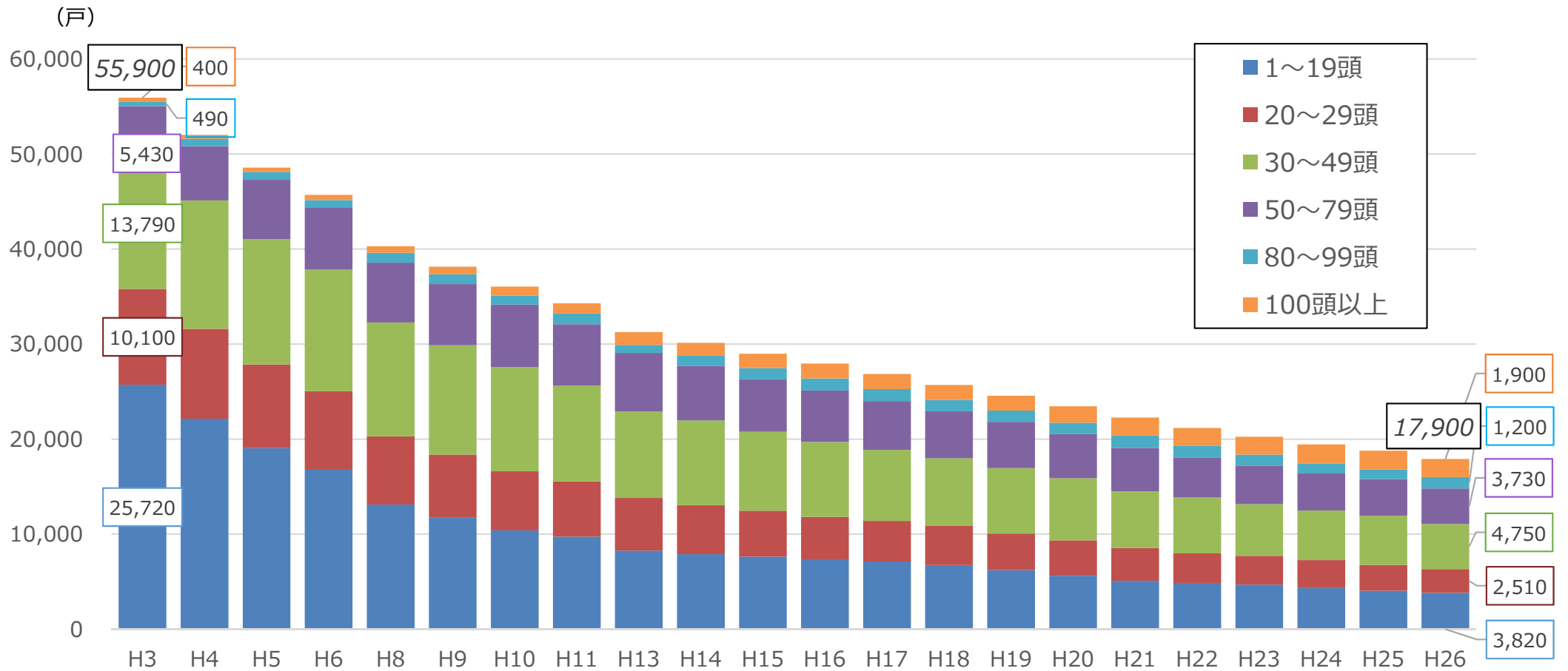
	S40	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
経産牛頭数 (万頭)	75.3	106	111	129	132	127	128	119	112	109	106	105	101	99.8	98.5	96.3	93.2	94.2	92.3



3. 規模別の酪農家数の推移

○特に零細酪農家数の減少が顕著。

○飼養規模別戸数の推移（全国）



※子畜のみの飼養戸数は含まない

資料：農林水産省「畜産統計」（H7およびH12は、センサス実施年のため畜産基本調査を休止している）

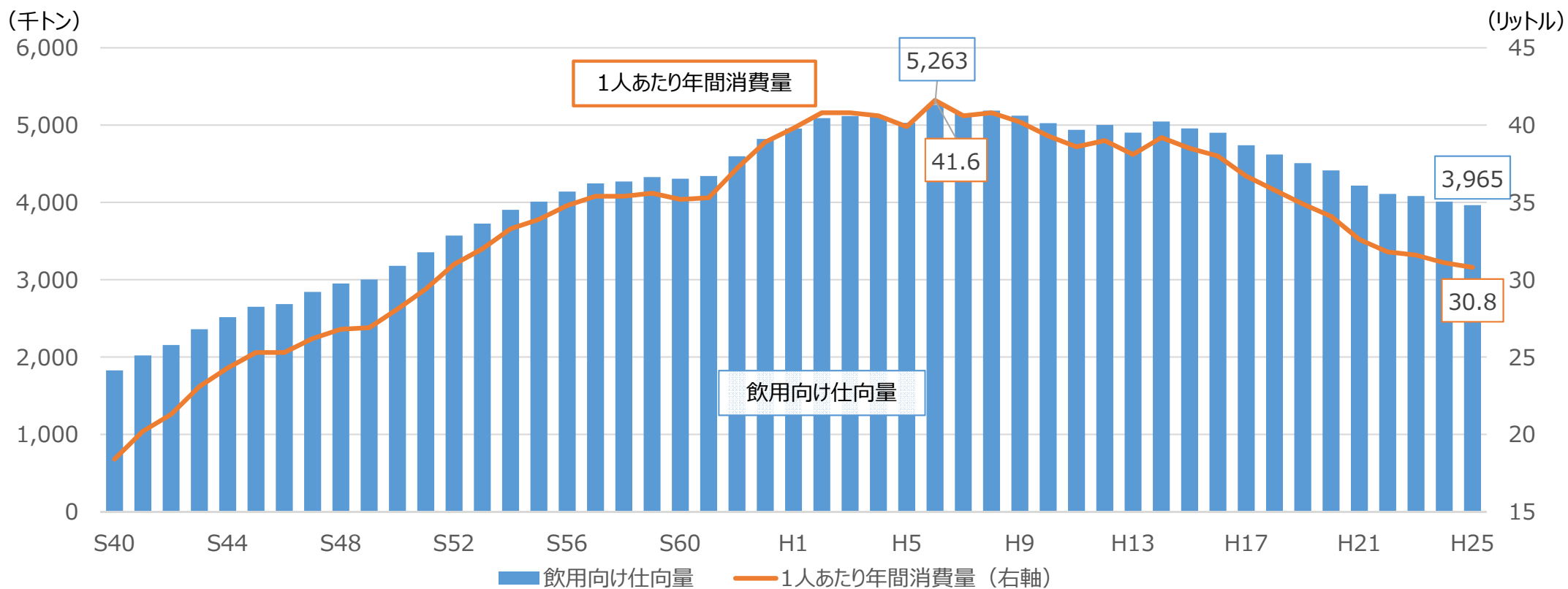
4. 牛乳の消費動向

○牛乳（飲用乳）の需要は高度経済成長とともに著しく増加。（昭和40年182万トン → 平成6年526万トン）

○総消費量、1人あたり消費量ともに平成6年度以降減少。

○牛乳（飲用乳）の消費動向

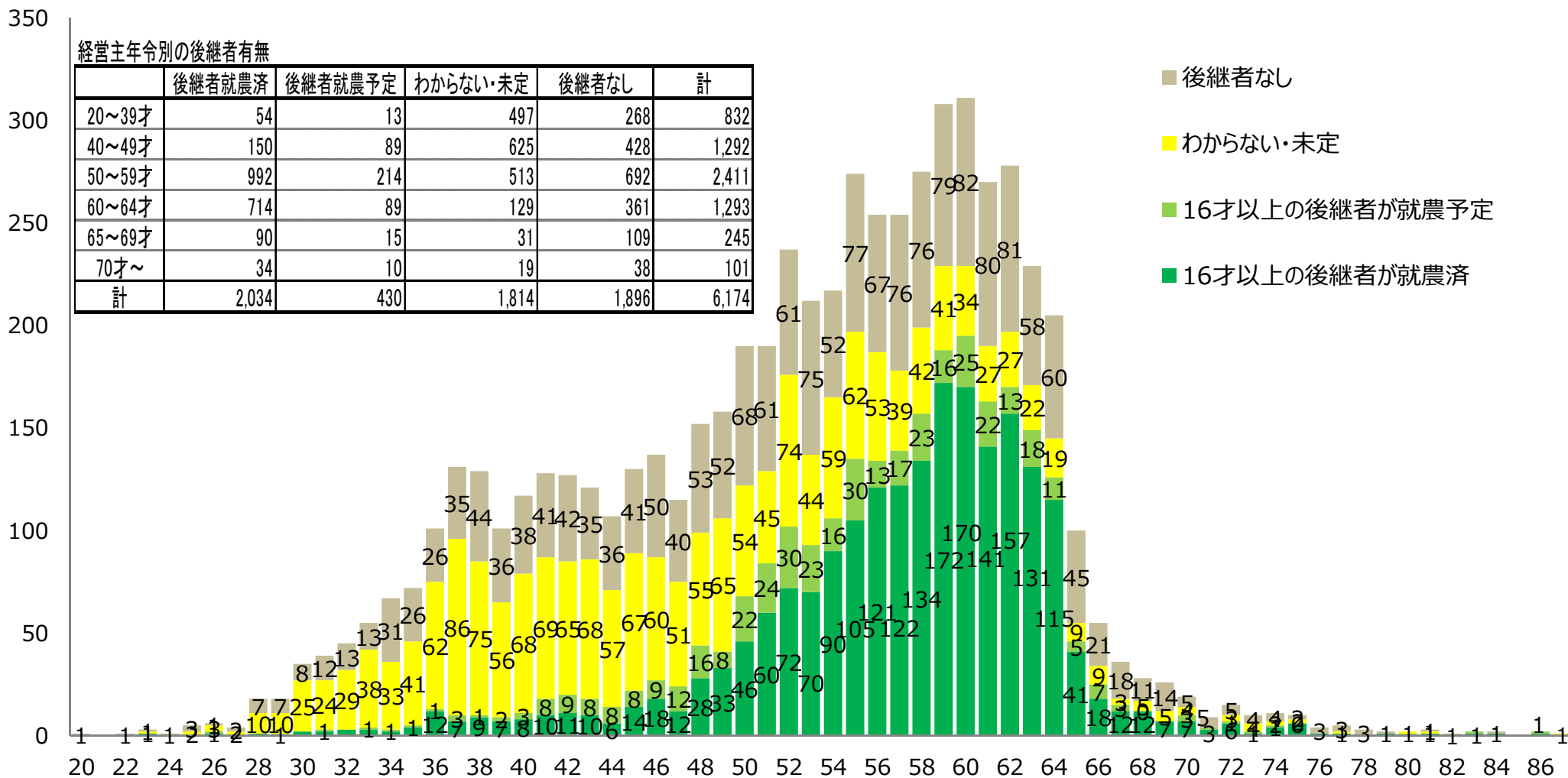
	S40	S45	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
飲用向け仕向量 (千トン)	1,828	2,651	3,181	4,010	4,307	4,956	5,030	5,026	4,957	4,902	4,739	4,620	4,508	4,415	4,218	4,110	4,083	4,011	3,965
1人あたり年間 消費量 (リットル)	18.4	25.3	28.1	33.9	35.2	39.8	39.9	39.3	38.5	38.0	36.7	35.8	34.9	34.1	32.6	31.8	31.6	31.1	30.8



5. 酪農家の後継者有無の状況

○約60%の酪農家が、後継者を確保できていない。(北海道のケース)

○平成25年度生乳出荷者・経営主年令別・後継者の有無

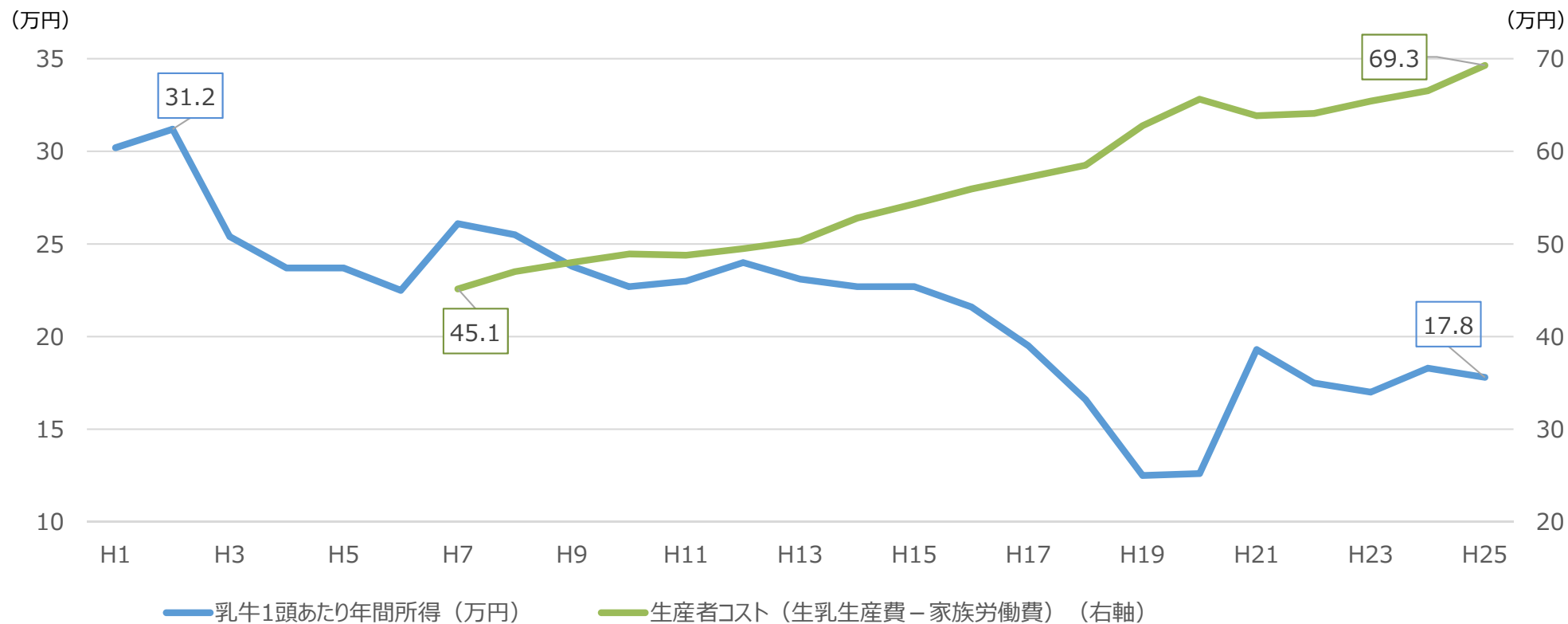


資料：ホクレン農業協同組合連合会作成

6. 酪農家のコストと所得

○生産者コストが増加する一方で年間所得は減少。酪農家の経営を圧迫。

○乳牛1頭あたり年間所得と生産者コストの推移



資料：農林水産省「畜産物生産費統計」

7. 生乳生産・流通等のしくみ(指定生乳生産者団体制度)

原則全量委託

酪農家は原則全量を指定団体に販売委託しなければならない。但し以下の例外がある。
(例外)

- ・自家処理(日量3トン以下)
- ・日量3トン以下の小規模乳業への販売
- ・乳業との直接交渉によるプレミアム取引

乳製品の原料となるものについて**補給金**
(27年度予算 311億円)

バター12.90円/kg
チーズ15.53円/kg

農水省

中央酪農会議
(一般社団法人)

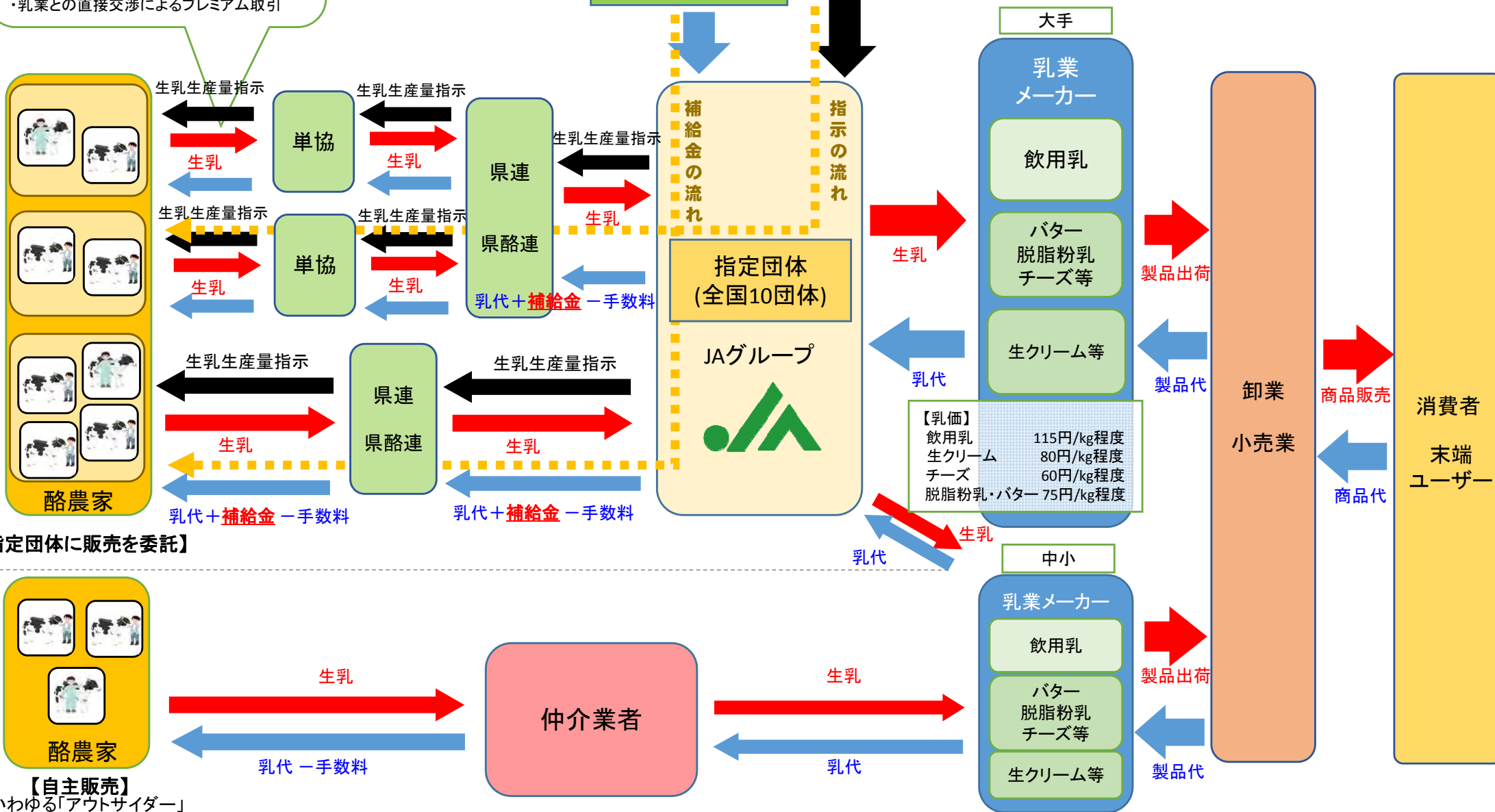
農畜産業振興機構
(ALIC)

生乳生産量
指示

○農林水産省が指定団体毎に加工向生乳生産量(補給金交付限度数量)を決めている

○26年度実績 飲用向 加工向

	飲用向	加工向
北海道	55万トン	292万トン
都府県	336万トン	44万トン



8. 主な生鮮食品における生産・流通の制度

- 生乳と同様の生産・流通の両面にわたる制約を設けている主要な生鮮食品はない。

生産・流通の両面に制約

〔 各生産者の生産量を管理し、特定の流通経路へ誘導するための政策が講じられている 〕

生乳

生産に制約（流通に制度の制約なし）

一部の水産物（公的及び漁業者による自主的な漁獲量制限）

- 漁獲量に各種の規制があるが、いずれも水産資源の管理が目的。
- 養殖についても、養殖用種苗として使用される未成魚の資源管理が目的。（特定の魚種で規制が強化）
- 流通段階では、制度的な制約なし。

【参考】
卸売市場を経由する流通を選んだ場合、卸売市場法が適用される。

生産・流通に特段の制約なし

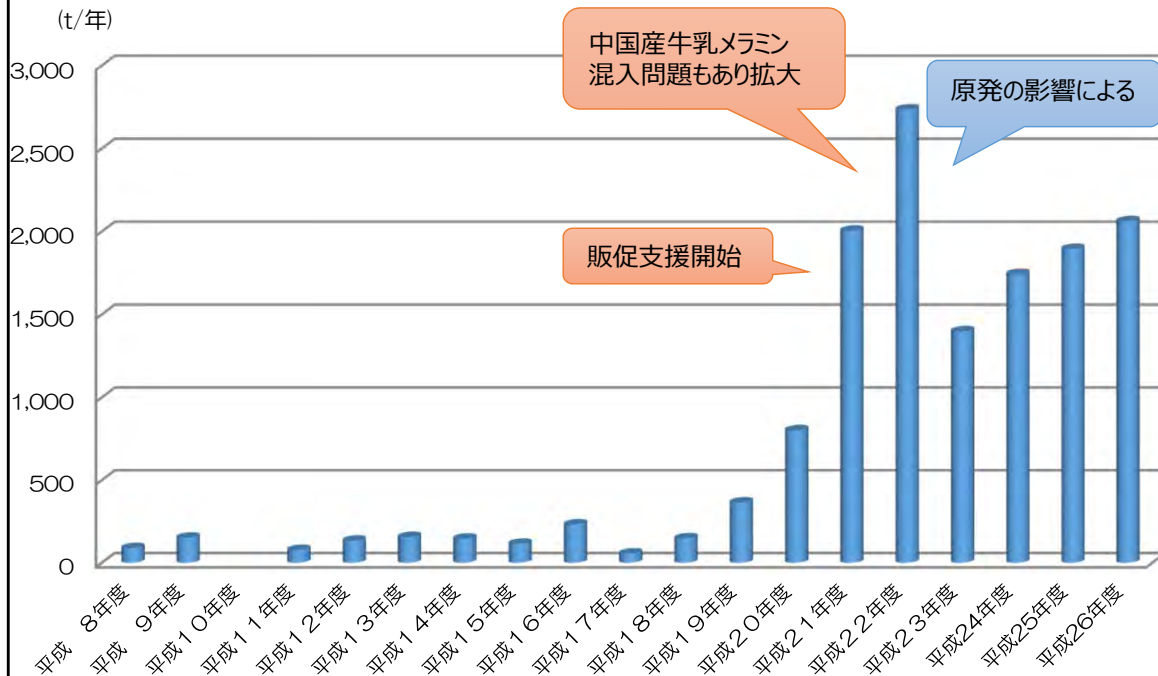
青果、花き、食肉

【参考】
卸売市場を経由する流通を選んだ場合、卸売市場法が適用される。

9. 牛乳輸出の取組

- ホクレンでは、牛乳輸出の積極的な取組を進めている。
- 生産枠管理から輸出での調整を志向。

○ホクレンのLL牛乳輸出実績推移



※平成8～15年度までは事業年度7～6月。16年度以降は事業年度4～3月

○(株)ホクレン通商 LL牛乳輸出実績推移

	平成25年度	平成26年度	前年比
香港	1,757	1,849	105%
台湾	64	87	134%
タイ	53	98	184%
シンガポール	20	29	144%
その他	0.3	0.1	36%
計	1,895	2,062	109%

資料：ホクレン農業協同組合連合会作成